

宇部工業高等専門学校自己点検・評価に関する規則

制定 令和8年1月13日

(趣旨)

第1条 本規則は、宇部工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育水準の向上を図り、本校の目的を達成するため、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項及び高等専門学校設置基準第2条に基づき、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を教育改善につなげる体制等に関し必要な事項を定める。

(自己点検・評価の実施)

第2条 本校に、自己点検・評価に関する業務を統括する組織として機関評価室を置く。

2 機関評価室は、全校的な事項に関しての自己点検・評価を行うほか、各部署からの報告を取りまとめ、全体的な点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価を実施する担当組織および担当責任者は別表1のとおりとする。自己点検・評価に関する点検は図1に沿ってPDCAサイクルを循環させる。

4 前項に定める担当組織及び担当責任者は、別表1に掲げる自己点検表（アセスメントプラン）の点検項目について別表2に掲げる時期・頻度に点検を実施する。機関評価室長は、点検の実施状況を確認、運営委員会へ報告し、対応について審議する。なお、自己点検・評価の基礎となる資料やデータは、担当組織において適切に保管するものとする。

5 自己点検・評価の実施にあたっては、各種委員会議事要旨等資料、教職員・在学生・卒業生（修了生）・保護者及び中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者から意見聴取した結果を用いること等により行う。

(外部評価機関の活用)

第3条 本校の教育改善に結びつけるため、自己点検・評価の評価結果又は中間評価結果に対する外部評価機関の意見を活用するものとする。

(自己点検・評価の実施時期)

第4条 自己点検・評価は毎年度末に実施するものとする。

(自己点検・評価の結果の報告及び公表)

第5条 担当組織は、改善を要する事項があると認められるときは、その改善策及び実施計画を速やかに検討し、自己点検・評価の結果とともに機関評価室に報告する。

2 担当責任者は、自己点検・評価の結果を年度計画等に有効的に活用するものとする。

3 機関評価室は、評価・分析した結果をまとめた自己点検・評価報告書を作成する。作成した自己点検・評価書は本校ホームページ等を通じて広く社会に向けて公表する。

(事務)

第6条 自己点検・評価に関する事務は、学生課の協力を得て総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- 2 宇部工業高等専門学校における自己点検・評価に関する基本方針は廃止する。